

総合保健医療センター 実施事業

★乳幼児健康診査

お子さんの発育・発達を確認しサポートします。

- 4か月児健康診査 ●1歳6か月児健康診査
- 3歳児健康診査

★パパママ教室

妊娠による心と身体の変化や出産・育児について学べる教室です。

★日曜パパママ教室

パパとしての役割や夫婦で赤ちゃんを迎えるために必要なことを学べる教室です。

★乳幼児健康相談

乳幼児の発育発達、言葉、離乳食、授乳、お口のケア、食べさせ方について、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士等が相談に応じます。

★離乳食教室（第1子のみ）

- ・モグモグごっくん教室：4～6か月児
- ・カミカミ歯っぴー教室：8～11か月児

離乳食の進め方、お口の発達・ケア、生活リズムについて学べる教室です。

★Uターン育児塾 ～祖父母の育児教室～

ママ・パパを応援する育児について祖父母が学べる教室です。

★こんにちは赤ちゃん訪問

研修を受けた訪問員がご家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供や健診・教室などの紹介を行います。

問い合わせ先 0568-87-1552

市役所2階 実施事業

★妊婦訪問の申し込み

助産師または保健師が家庭訪問し、妊娠中の生活や出産・育児についての相談に応じます。

★新生児訪問の申し込み

おおむね生後2か月までの赤ちゃんのいるご家庭に、助産師または保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定を行い、栄養・発育状況を確認し授乳や育児等の相談に応じます。



★低体重児の届出

出生体重が2,500g未満の赤ちゃんが生まれたら、低体重児の届出が必要です（母子保健法第18条）。

- ①市ホームページ
- ②電話
- ③「母と子のしおり」内の低体重児届出書でご連絡ください。

出生体重が2,500g未満または妊娠37週未満で生まれた赤ちゃんには、生活環境・病気の予防など十分な配慮が必要となるため助産師または保健師が家庭訪問します。

★未熟児養育医療給付制度の申請

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院が必要な乳児に対して、その治療に必要な治療費を市が負担する制度です。給付の対象となる乳児が入院中に申請してください。

問い合わせ先 0568-85-6170

市役所2階 実施事業

★妊婦支援給付金

妊娠・出産期の母子支援サービスと一体として行い、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児であるこどもの保健及び、福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給します。

★産後ケア事業

産後も安心して子育てができるよう、委託している医療機関及び助産所で、からだところのケア及び育児サポートなどを受けることができます。

対象者 出産後1年未満の母親とその乳児
内容 ①ショートステイ（宿泊型）
②デイサービス（通所型）
③アウトリーチ（訪問型）

利用の申請 事前に市へ申請
予約 事前に電話予約
利用料 利用する内容や日数によって異なります。
●生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料

★産前・産後ヘルパー派遣事業

妊娠中や産後間もない時期に精神的、身体的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。

対象者 市内に居住する妊婦及び生後6か月未満（多胎は3歳未満）の児を養育する保護者
利用の申請 事前に市へ申請
利用料 1時間700円（多胎は300円）
●生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料

問い合わせ先 0568-85-6170

市役所2階 実施事業

★児童ショートステイ

保護者の方が病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張などにより一時的に家庭における子育てが難しくなったときに、児童福祉施設でお子さんをお預かりします。

対象者 18歳未満のお子さん
実施施設 2歳未満児：乳児院
（小牧市、名古屋市中区、犬山市）
2歳以上児：児童養護施設（尾張旭市）
利用料 世帯構成、所得に応じて利用料金の負担があります。
利用期間 原則として7日以内

★子育て世帯訪問支援事業

家事の負担を抱えた子育て世帯、育児不安の強い妊産婦世帯、ヤングケアラーで悩みを抱えるこどものいる世帯等に支援計画に基づき訪問支援員が訪問し、家事、子育て等の支援を実施します。

問い合わせ先 0568-85-6229

★家庭児童相談

児童の心身の発達、生活習慣、学校生活、家族関係などについて、相談に応じます。

実施場所 市役所2階 こども家庭支援課
日時 火曜日、木曜日、金曜日
9：00～12：00、13：00～16：00
予約 事前に電話予約

問い合わせ先 0568-84-4600